



平成 24 年 4 月 27 日

各 位

東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
デ イ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者) : 富 田 英 揮
(コ ー ト 番 号 : 2 3 7 9 東 証 マ ザ ー ズ)
《問合せ先》
取締役 執行役員常務 管理本部長 : 鈴 木 秀 和
(TEL 03-5114-1177)

(変更)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、本日の取締役会において、平成 24 年 4 月 12 日にお知らせいたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、本日別途発表の「株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」に伴い、一部内容を変更し、平成 24 年 5 月 26 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会に下記のとおり、付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 24 年 4 月 27 日の取締役会において、平成 24 年 9 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式数を 100 株とする単元株式制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、発行可能株式総数の変更及び単元株式数の新設を行う旨の定款一部変更を決議いたしました。これに伴い、変更案第 8 条 (単元未満株主の権利制限) を新設するものであります。

また、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げ及び効力発生日を明確にするための附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は平成 24 年 4 月 12 日開示内容とあわせ、改めて次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~20. (条文省略) (新設) 21. (条文省略)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~20. (現行どおり) <u>21. インターネットを用いた管理ツールの開発及び販売</u> 22. (現行どおり)
現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
	<u>(単元未満株主の権利制限)</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第8条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
第7条～第15条 (条文省略)	第9条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役会の設置) 第16条 (条文省略)	(取締役会の設置) 第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、6名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、8名以内とする。
第18条～第43条 (条文省略)	第20条～第45条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第44条 (条文省略)	(事業年度) 第46条 (現行どおり)
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当等</u>)</p> <p>第47条 <u>当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、毎年2月末日または8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u></p>
(期末配当金) 第45条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u>	(削除)
(中間配当金) 第46条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u>	(削除)
(配当金の除斥期間等) 第47条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年</u>	(配当金の除斥期間等) 第48条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領さ</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>れないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第8条(単元未満株主の権利制限)の規定は、平成 24 年9月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、第8条の効力発生後これを削除する。</u></p>

以 上